

○広域処理場整備対象港湾を指定する告示

(昭和五十七年一月八日)

(運輸省告示第一号)

広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第二条第三項の規定に基づき、広域処理場整備対象港湾を指定する告示を次のように定める。

広域処理場整備対象港湾を指定する告示

広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第二条第三項の広域処理場整備対象港湾は、大阪港、堺泉北港、神戸港、及び尼崎西宮芦屋港とする。